

雇用均等・児童家庭局における震災への対応について

子どもへの支援

- 被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに、両親を亡くした児童の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施。
※両親を亡くした児童・・・今回の震災により両親を亡くなった又は行方不明となった児童（ひとり親家庭であって、今回の震災によりそのひとり親が亡くなった又は行方不明となった児童を含む） 218人（平成23年6月29日時点）
- 今回の震災により親を亡くした児童について、岩手県、宮城県、福島県、仙台市に対し文部科学省と連名で通知を出し、学校や保育所を通じた把握状況を照会。また、ひとり親となった児童の把握状況についても併せて照会するとともに、ひとり親となった家庭が必要な支援を受けられるよう、遺族年金やハローワークの窓口等にひとり親家庭に対する支援策の概要や
→ 照会先を記載したチラシを置いて周知。
- 両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親等の制度も積極的に活用していただけるよう周知し、認定を推進。また、親族が養育できなくなった場合には、養育里親やファミリーホームなどを活用し、できる限り家庭的な環境で養育できるようにしていく方針。
- 子どもの心のケアに関する手引きを民間団体と協力して、地方公共団体、児童相談所、児童福祉施設等へ配布。
- 子どもの心のケアに関わる児童精神科医の被災地への派遣に際する精神保健福祉主管部局との連携について岩手県、宮城県、福島県、仙台市に周知。
- （公財）日本ユニセフ協会等と連携し、被災地の子ども達へ絵本等の児童書を贈る取組を実施。

乳幼児・妊産婦への支援

- 3月14日に、避難先自治体において妊婦健診、乳幼児健診等の各種母子保健サービスを適切に受けられるよう自治体に依頼。上記について、厚生労働省HP及び被災地ワンストップサービス出張相談による避難所への配布資料により周知。
- 3月18日に、保健師等が被災地で避難している妊産婦・乳幼児・子どもへの専門的な支援にあたる際のポイントをまとめ、自治体に周知。(4月14日及び5月20日に改訂版を発出。)
- 3月22日に、下記事項を自治体に依頼。
 - ・ 被災し避難している妊産婦・乳幼児について、優先的に住まいの確保に努めること。
 - ・ 仮設住宅等に入居した妊産婦・乳幼児に対し、市町村母子保健事業により支援を行うこと。
 - ・ 妊婦、褥婦(じょくふ)及び新生児については、特に保健上の配慮を要するため、医療機関等と相談・連携し、避難所として適切な施設の確保等を行うこと。(これらの支援が、災害救助法の国庫負担の対象となることを併せて周知。)
 - ・ 授乳に関しては、できる限り、間仕切り用パーテーションの設置等の配置を行うこと。
- 生活支援ニュース(※)第2号(平成23年4月12日発行)において、避難所生活における留意点を掲載。
※厚生労働省から被災地の方々向けに健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載したパンフレットで、避難所等へ配布しているもの。
- 福島県・関東地方の乳児を持つ授乳婦を対象にした、母乳の放射性物質濃度等に関する緊急調査(調査期間:4月24日～28日、結果公表:4月30日)、緊急調査で母乳から微量の放射性物質が検出された方を対象にした再測定(調査期間:5月6日～16日、結果公表:5月17日)に引き続き、福島県及び近隣県等において、厚生労働科学研究班によって、より大規模な調査(調査期間:5月18日～6月3日、結果公表:6月7日)を実施。
- 5月23日に、国立成育医療研究センターが作成した、保健師等が被災地から移住した子どもとその家族への専門的な支援にあたる際のポイントを自治体に周知。
- 妊婦の医療機関への受け入れに関して、関係団体や各都道府県に相談窓口の設置を依頼し、設置された窓口について厚生労働省HPに掲載。

保育の実施等に係る対応

- 被災地周辺市町村との連携による広域的調整体制の構築や、それに伴う費用負担に係る特例措置について周知し、上記通知の補足として、「保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」Q&A」を発出。
(主な内容)
 - ・被災児童の保育については、広域的調整体制の下で行うこととなり、住所変更がない場合であっても入所が可能。
 - ・避難先での新たな「保育に欠ける」認定は、保護者からの聞き取りなど簡便な方法で差し支えない。
 - ・自宅の復旧や家族等の搜索を理由に保育を希望する場合についても、保育所利用が可能。
 - ・災害の状況に応じた保育料の階層区分の変更(保育料の減免)に当たっては、聞き取り等簡便な方法でも可。
 - ・月途中から保育所を再開した場合の運営費の取扱い など
- 被災により入所児童数が著しく減少した保育所等についての、保育所運営費の特例として、法人との職員の雇用契約が継続しており、法人の職員の職務として、何らかの福祉業務等に従事している場合には、事務費等を支弁できる旨、連絡。
- 東日本大震災に伴い、前年に比べ収入が減少する等の事情により、世帯の負担応力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められた場合は、安心こども基金による減免事業として、保育料の減免を行うことができるように措置。

子ども手当に係る対応

- 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」において、被災地の事業所において賃金の支払いに著しい支障が生じている場合に子ども手当の事業主拠出金を免除。
- 被災者等に対する子ども手当の支給の特例や取扱いの明確化について自治体に周知。
 - ・新規認定時の添付書類の省略
 - ・受給者又は子どもの生死が明らかでない場合等の取扱いの明確化による早期支給

母子家庭等への支援

- 被災者等に対する児童扶養手当の支給の特例や取扱いの明確化について自治体に周知。
 - ・住宅・家財等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた場合の所得制限の緩和や新規認定時の添付書類の省略
 - ・父又は母の生死が明らかでない場合等の取扱いの明確化による早期支給
 - ・住所地以外に避難している受給者に係る現況届けについて郵送を認める取扱い
- 母子寡婦福祉貸付金について、被災した母子家庭に対する償還期間の猶予等について自治体に周知。
- 被災した母子家庭の母子生活支援施設への円滑な入所のための取扱いについて自治体に周知。

東京電力福島第一原子力発電所事故関連

- 原子力災害対策本部から、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方が示されたことを踏まえて、保育所等の園舎・園庭の利用に当たる留意事項等について4月19日に福島県、郡山市、いわき市(以下、福島県等という)に対し通知。
- 学校施設等の利用判断に関する暫定的な考え方についての福島県への通知を受けて児童福祉施設等についても、学校施設等に準じた措置を講じる等の配慮を行うよう、4月26日に福島県等に通知。
- 5月11日に文部科学省が「実地調査を踏まえた学校等の校庭・園庭における空間線量低減策について」を発出したことを踏まえ、児童福祉施設等について検討の参考にするよう5月12日に福島県等に通知。
- 5月27日に文部科学省が「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を発出したことを踏まえ、児童福祉施設等についても学校と同様の対応を図ることとし、モニタリングの実施及び土壌に関する線量低減策についての財政的支援を予定する旨を6月6日に福島県等に通知。
- 福島県内の各保育所等への積算線量計の配布について、6月9日に配布を完了し、6月13日より全保育所等でモニタリングを開始。(文部科学省と連携して対応)

夏期の電力需給対策に伴う対応について

- 夏期の電力需給対策に伴う社会福祉施設等への節電に係る取組の協力依頼について5月19日に通知。
- 夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応するため、都道府県・市町村に対して、休日保育等の利用者のニーズの把握や実施体制の確保を依頼するとともに、財政支援については、安心こども基金を活用して行うことを通知。

岩手県、宮城県、福島県の 児童福祉施設の被災状況(東日本大震災)

【平成23年5月13日15時現在】

	岩手県	宮城県	福島県	計					
児童福祉施設	494	538	420	1,452					
被災施設	41	144	94	279					
					うち、全壊	12	13	2	27
					うち、半壊	1	5	5	11
					うち、一部損壊等	28	126	87	241

※児童福祉施設については、平成21年社会福祉施設等調査(平成21年10月1日現在)・
雇児局各課調べ。

※全壊及び半壊・一部損壊等の範囲は、県からの報告による。「半壊・一部損壊等」には、
建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

(保育所(認可外保育所、へき地保育所を含む)における主な破損等の状況)

全壊	27
半壊	9
一部損壊等	206
計	242

(保育所以外の児童福祉施設における主な破損等の状況)

全壊	0
半壊	2
一部損壊等	35
計	37

※半壊の2件は放課後児童クラブ